武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 中間報告(意見募集)

武蔵野市では、子どもの権利条約の理念のもと、大切な子どもの権利を未来にわたって守っていくため、子どもの権利に関する条例(仮称)の制定を目指しています。

この条例は、市の子どもに関する施策のもっとも基本的な考え方を示すものであり、制定にあたっては、さまざまな立場の人からの多様な意見を参考にする必要があります。そのため、市では、条例に関する意見を聴取する場として、「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会」を設置しました。

このたび、委員会の検討内容について、中間報告が示されましたので、市民の皆さまにお知ら せするとともに、以下のとおりパブリックコメント(意見募集)を実施します。

○募集期間: 令和4年5月15日(日)から令和4年6月6日(月)まで(必着)

○提出方法 :氏名・住所・電話番号を明記の上、市ホームページのアンケートフォーム、Eメール、

FAX、郵送、直接持参のいずれかによりご提出下さい

○提 出 先 :武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課子ども政策係(電話:60-1851)

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市役所南棟 3 階 E メール: sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp

FAX:51-9417

【市民意見交換会】(※申込は不要です)

①5月21日(土)午前10時~(武蔵野商工会館4階市民会議室)

②6月 1 日(水) 午後 6時~(武蔵野市役所西棟 4 階 412 会議室)

③6月 4 日(土)午前 10 時~(武蔵野スイングホール 10 階 スカイルーム)

※③のみ手話通訳あり(要事前申込:5 月 22 日までに E メール・FAX 等でお申込み下さい)

市ホームページでも委員会中間報告・子ども向け概要版を掲載しています。 ホームページでは、子どもからの意見募集も行っています。

右の二次元コードからアクセスしてご覧下さい。



令和4年5月

武蔵野市 子ども家庭部 子ども子育て支援課

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 中間報告

令和4年5月

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会

目 次

委員会	中間報告について	1
【委員会	会による条例骨子案】	
A 前式	ζ	3
A-1	多様性の時代を迎えた現代の子どもの権利	3
A-2	権利の保障方法	4
A-3	Child Friendly City の実現	4
A-4	条例制定のプロセス	5
A-5	前文への子どもの声・言葉の反映	5
B 総則	y	8
B-1	目的規定について	8
B-2	条例上の用語の定義について	9
C 誰	が保障するのか	.10
C-1	市の役割・責務(公民連携等を含む)	.10
C-2	市民の役割	.10
C-3	保護者の役割	. 11
C-4	育ち学ぶ施設の役割	.12
C-5	事業者の役割	.12
D 子と	ごもを支える人びとへの支援	.13
D-1	子どもを支える人びとへの支援の必要性	.13
D-2	保護者、家庭への支援	.14
D-3	学校等、育ち学ぶ施設への支援	.15
D-4	地域・市民活動への支援	.15
E 保障	きすべき子どもの権利	.16
E-1	子どもにとって大切な子どもの権利とは	.16
E-2	子どもの権利の広報・普及、研修・学習	.19
E-3	子どもへの子どもの権利広報・学習	20
F 子と	ごもの権利保障の仕組みを創る	. 21
F-1	子どもの居場所	. 21
F-2	学校外の多様な学びの支援	24
F-3	子どもの相談	26
F-4	子どもの意見表明・参加の支援	28
F-5	個別のニーズを持つ子どもへの支援	.31
F-6	おとなへの移行支援	32
G 子と	ごもが安心、安全に生活していくために	33
G-1	子どもの事故の防止、事後対応	33
G-2	子どもの尊厳を傷つける暴力の防止	34
G-3	虐待の防止	35

G-4 いじめの防止	36
G-5 子どもの権利侵害の相談・救済の仕組み―第三者的相談救済機関の創設	37
H 子どもの権利を保障する市の施策づくりとその水準維持・発展	40
H-1 子ども計画の策定方法	40
H-2 子ども計画の推進方法	40
H-3 子ども計画実施結果の評価・検証方法	41
参考資料	43

委員会中間報告について

令和 3 年 5 月から、武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会(以下「委員会」という。)では、市が制定を目指す「子どもの権利に関する条例(仮称)」の内容に関して、委員会としての意見を提出するため、子どもの権利条約(※)の理念を踏まえつつ、幅広い観点から活発な検討を重ねてきました。

とくに「子どもからの相談(子どもの権利擁護委員)」「いじめ・虐待・暴力」「子どもの居場所」「子どもの参加」の項目については、子どもの権利を守るうえでの重点課題として、集中的に検討を行いました。また、その他の項目についても、委員会での議論のほか、各委員へのアンケート、市内施設の視察、子どもや関係者との意見交換等を通じ、検討を重ねてきました。

検討の場における多様な意見を、委員会による条例骨子案として整理するにあたり、検討項目ご とに以下の3つの区分けをしました。

- ①条例の骨子(委員会として条例に含むべきと考える内容)
- ②上記骨子の基となる考え(骨子の文案の基となった委員会の考え方)
- ③補足意見(ある論点をめぐって、委員会の中で出された特定の意見や見解など)

また、骨子案の基本的性格を、以下のように定めました。

(1) この条例がめざす方向性(子ども施策を方向づける基本的な考え方)

武蔵野市が今後めざすべき子ども施策の方向性については、前文にまとめてあります。その基本的な考え方は以下の通りです。

- ・子どもの安心して生きる権利、自分らしく生き、成長する権利の保障を軸とします。市の子どもたちのニーズ、関心の高い「平和に生きる権利」「差別されない権利」も重視します。
- ・子どもの権利の保障は、身近な生活の場、身近な人間関係の中で保障されるべきであり、家庭、 学校の疲弊状況をふまえて、家庭(親・保護者)、学校(教師)の支援とともに、これをサポートする 地域の再生、地域の子ども支援システムの構築をめざします。
- ・子どもの意見表明・参加を支援し、地域、学校の一員として子どもの参加とパートナーシップのもとで、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

上記の考え方が、この条例の条文づくりの判断基準になっています。

(2) 条例による制度化一骨子案における既存の制度と新規の制度との関係

骨子案の作成においては、以下の2つの考え方が交錯し、その方向性の見定めが骨子案全体の内容に影響を与えていくものと思われました。

- A 既存の制度、今実施してきている取り組みを条例に位置づける形での骨子案、現行制度の維持・ 継続的な発展のための法的根拠となる骨子案が目指されるべきであるという考え方
- B 自己肯定感低下などの子どもの現実と子どもを取り巻く環境(家庭・学校等)の変化により、既存の制度による対応では限界があり、制度の劣化の修復、改善にとどまらず、抜本的な改善にふさわ

しい新しい制度、仕組みの設置を図る法的根拠となる骨子案とすべき、という考え方

委員会では、A の考え方を基本に置きつつ、可能な限り、B の方向に進んでいくように努力する、 という基本的な姿勢で骨子案を作成しています。

(3) パブリックコメントによる市民参加と条例骨子案との関係

条例の骨子案は、市民が意見を出しやすく、市民論議を活発に展開できる文案であることが望ま しいことから、委員間で見解が分かれた点などについても、必要に応じて「補足意見」としてその内容 を記載することとしました。

今後、パブリックコメントの内容を受け、委員会で本骨子案に修正を加えていく予定です。その際、 マジョリティの意見だけでなく、各分野のマイノリティ層の意見も尊重すべきと考えています。

(4) 子どもにとって活用しやすい条例であること

子どもにとって活用しやすい条例であるためには、読みやすく、子どもが理解しやすい表現を取るべきであり、本骨子案でも極力わかりやすい表現を意識しました。しかしながら、骨子案には相当の分量があり、条例を意識した専門用語なども含まれることから、子どもを含め、誰もが分かりやすく骨子案のエッセンスを理解できるよう、概要版を別途作成しています。

子ども自身の声を条例に活かすことは、委員会で特に留意した点です。骨子案の各検討項目では、 子どもからのヒアリング等における意見をとくに重視したほか、前文(A-5)には、市の中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ 2022 春」における子どもの言葉について記載しています。今後、条例の前文をまとめる際には、これらの言葉が活かされることを望みます。

(※)子どもの権利条約については、公益財団法人日本ユニセフ協会のホームページ (https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)に詳しく掲載されています。右の二次元コードからもアクセスできますので、ご覧ください。



【委員会による条例骨子案】

A 前文

A-1 多様性の時代を迎えた現代の子どもの権利

(条例の骨子)

- ○多様性の時代にあって一人ひとりの人間、一つひとつの家族に違いがあることを認めつつ、互いに理解し合い、認め合う社会、まちを武蔵野から創っていくこと。
- ○子ども一人ひとりの人間としての尊厳が尊重されること。
- 〇子どもには、戦争に巻き込まれず、平和に生きる権利があること。
- ○子どもには、安心して生きる権利があること。
- ○子どもには、自分らしく生き、育つ権利があること。
- ○子どもには、愛される権利があること。

《上記骨子の基となる考え》

- ○子どもにはより良く生きる権利があり、より良く生きるためのウェルビーイング(幸福感)が高められることが重要です。
- ○子どもがよりよく生きるためには、その保護者に余裕があることが重要ですが、家族のあり方についても、現在は多様になっています。それぞれの家庭の環境が、子どもが子どもらしい生活をできるかどうかに大きく関係していることを意識する必要があります。
- ○わたしたちは、子どもの最善の利益のもとで、子どもが自らの意思で自己成長をとげていけるように支援していく必要があります。
- ○子どもへのアンケート結果では、「平和の日」をもつ武蔵野市の多くの子どもたちが、「戦争に巻き 込まれないで、平和に生きる権利」を求めています。
- ○子どもたちが自信をもって社会で生きていけるように支援するのは、わたしたちにとって最優先の課題であると同時に最優先の義務です。

【補足意見】

- ○なんでもおとなが決めてしまう社会の中で、子どもたちはなにも決められず、社会のマイノリティ になりつつあることを自覚する必要があります。
- ○国連子どもの権利条約は、途上国の子どものために作られたという誤解があります。事実は、戦争とホロコーストの反省からポーランドが提案した欧米型の条約です。この条約は、むしろ途上国の子どもの権利保障が十分でない、という批判があるほどです。
- 〇子どもアンケート後、さらにウクライナ危機に向き合うこととなった時代背景をふまえることも必要です。子どもの権利条約の前身である国際連合の子どもの権利宣言(1959年)は第二次世界大戦後、国際連盟のジュネーブ子どもの権利宣言(1924年)は、第一次世界大戦後に、戦争を教訓として宣言されたものであり、二つの国際宣言はともに、前文で「人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負う」とうたい、戦争から子どもの権利を守ることが人類の存続をかけた営みであることを世界に示しました。2024年は、ジュネーブ宣言 100 周年にあたります。

A-2 権利の保障方法

(条例の骨子)

- 〇子どもの権利は、国の法律などのほか、家庭や学校など子どもにとって身近な生活の場、身近 な人間関係の中で保障されることが望ましいこと。
- ○時代の変化の中で、家庭、学校の疲弊と限界を自覚しつつ、子どもの最善の利益の見地から家庭、学校の支援に努めるとともにこれをサポートする地域の再生、地域の子ども支援システムの確立に努めること。
- 〇子どもの権利条約にもとづき、日本国憲法をはじめとした、国や東京都の子どもに関する各種 法令をふまえ、特に地方自治の精神のもとで、子どもの権利の現実を直視し、武蔵野市から子ど もの権利を実現していくために、ここに武蔵野市子どもの権利に関する条例(仮称)を定めるこ と。

≪上記骨子の基となる考え≫

- ○委員会では、国、東京都レベルの子どもの権利保障をふまえつつ、武蔵野市としての独自の子ども の権利保障の条例を検討します。
- ○市には、子どもの最善の利益のもとで、育ち学ぶ施設や子ども支援に取り組む市民、民間団体とも 連携し、信頼関係をつくり、権利保障に取り組むことが求められています。

(参考)東京都こども基本条例(右の二次元コードからご覧ください)。



A-3 Child Friendly Cityの実現

(条例の骨子)

〇子どもの権利条約を地方自治により実現していくこと。そのために、地域社会の一員としての子 どもの参加のもとで子どもにやさしいまちを目指すこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

〇ユニセフによる子どもにやさしいまち(Child Friendly City)の提唱を前向きに受け止めるべきです(巻末参考資料2参照)。

A-4 条例制定のプロセス

(条例の骨子)

〇子ども参加、市民参加の理念のもと、家庭や学校、地域、民間団体、市民の声を条例に反映させ ていくことを目指したこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

- ○条例の検討に当たり、家庭や学校等の子どもの現場の現実、地域、民間における子ども支援活動の現状等をふまえてきました(委員会での検討経過については巻末参考資料3参照)。
- ○市民参加を促進するために委員の市民公募を行ったほか、関係団体との意見交換会の開催などに努めました。また、子ども参加を推進するために、子どもからのアンケートを実施したほか、市の中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」との連携を図りました。委員会中間報告については、子どもからの意見(パブリックコメント)も広く募ることを想定しています。

(参考)子どもの権利に関する武蔵野市立学校アンケート結果 (右の二次元コードから市 HP にアクセスいただきご覧ください)。



A-5 前文への子どもの声・言葉の反映

(条例の骨子)

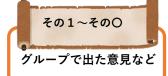
○中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ 2022 春」における子どもの言葉を含めること。

≪上記骨子の基となる考え≫

○中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ 2022 春」において、「様々な人との関わりの中で、 私たちらしい毎日を送るために大切なこと」について、参加した子どもたちの声を聴くことができました(※次ページ参照)。

【Teens ムサカツ 2022 春(令和4年3月 29 日)での子どもの言葉】

「様々な人との関わりの中で、私たちらしい毎日を送るために大切なこと」※当日は6つのグループ ごとにメンバーの意見をまとめました。



(生きる権利)(育つ権利)(守られる権利)(参加する権利)は、 「子どもの権利条約」で定められている子どもにとって大切な 4つの原則の権利です。

グループの言葉がこの4つの権利の考え方に近いときは、言葉 の右横に書いています。

●1グループ

その1 私たちは幸せを感じることができる(生きる権利)

その2 私たちはそれぞれの個性を尊重し、多様な生活を送ることができる(育つ権利)

その3 私たちは戦いに参加せず、平和な生活を送ることができる(守られる権利) その4 私たちはそれぞれの意見を共有し尊重しあうことができる(参加する権利)

みんなで出した意見を、4つの権利に分類して考えました。育つ権利に「PCを多用した授業を受けられる」「好きな時に休むことができる」「個性を尊重することができる」の三つの意見が分類されるなど、 まとめるのに苦労していた場面もありましたが、何を大切にしたいかみんなで考え発表に備えていました。

●2グループ

その1 子どもが自由に意思表示できる権利(参加する権利)

その2 子どもが信頼できる人に助けを求めることができる権利(守られる権利)

その3 私たちが自分を好きでいることができる権利(生きる権利)

その4 正しい教育を受け成長できる権利(育つ権利)

メンバーの意見の中で、似たものをまとめてグループ化したところ4つに分けられました。4つの意見を「生き る権利・参加する権利・守られる権利・育つ権利」に当てはまるか話し合った結果、各権利ごとに言葉を振り 分けることにしました。

「自分を好きでいれば何をするにも自信が持てる」という子ども自身に視点を当てた意見や、「一人で抱え込 まないで大人に助けを求めることは必要」など、自分以外の人とのつながりも意識した意見が出てきました。

●3グループ

その1 子どもは大人に守られる(守られる権利)

その2 子どもは自由に生きられる(生きる権利)

その3 子どもは学ぶことができる(育つ権利)

この3つの言葉に至った背景は下記のとおりです。

【その1】大人と子どもは対等であり、子どもは大人に頭ごなしに意見を否定されずに自分の意見を尊重され、 自由に意見を言うこと(時には大人に意見を言い返すこと)や相談できることが、わたしたちらしい毎日を送 るためには必要だという話が出て、そのためには大人に守られることが必要という結論にいたりました。 【その2】すべての人は戦わず、戦争にさらされずに誰もが自分らしく自由に生きることで毎日を楽しく生き ることができるという話から、子どもは自由に生きられるという結論にいたりました。

【その3】学ばなければ知識がつかず、正しい判断ができないことから良いように使われてしまうのではないか(実行委員の情報提供タイムを踏まえて)という意見から学ぶことが大事という結論にいたりました。

●4グループ

その1 子どもが知りたいことを学べる その2 子どもは自身を尊重される

グループで出た意見は大きく4つの分類(参加する権利、生きる権利、知る権利、個人の尊重)に分けられました。

特に知る権利(政治や性教育など、子どもにあまり教えてもらえないことも教えてほしい)や個人の尊重(自分の触れてほしくない部分について、大人に干渉されたくない。自分の趣味などを否定されたくない。親しい人に否定されるととても傷つく。障害者もみんなと同じように生活できるようにしてほしい)という2つの視点をグループの2か条としました。

●5グループ

その1 子どもたちは安心して、健康に、充実した学校生活を送ることが できる(育つ権利)

その2 まちが子どもが安らげる場所をつくる(守られる権利)

その3 私たちは大人に意見を言ったり、相談したりできる(参加する権利)

その4 私たちは夢について、自由に考え決めることができる(参加する権利)

その5 私たちは助け合っている

グループの言葉を決めるうえで、下記のような大切にしたいキーワードが出てきました。

- ・いじめを見過ごさない体制を作る。
- ・子どものときから良い経験を積む。
- ・安らげる場所が欲しい。
- ・子どもの意見を尊重する。夢について、自由に決めることができる。
- ・仲間と協力しあう。

●6グループ

その1 私たちは教育を受け、地域に居場所を持つことができる(育つ権利)

その2 互いに尊重し、安心、安全、健康に生きることができる(生きる権利)

その3 わたしたちは保護され、生きる上で必要なものを求めることができる (守られる権利)

その4 わたしたちは話し合って自由に意見を表明することができる(参加する権利)

この4つの言葉に至った背景は下記のとおりです。

【その1】学校や家庭以外に、大人や子ども同士で関わることのできる場所があると良い。

【その2】身体の安全、健康は前提として大事だが、「心の健康」は「わたしたちらしい毎日」のために何よりも大事だ【その3】子どもは社会的に弱い立場であるから、大人に助けを求めることができる環境が必要。さらに、子どもが自分にとってより良い「守られ方」を自分で選択したい。また、保護者がわが子とのより良い関わり方を学ぶ機会を作ってほしい、という大人の視点に立った意見もあがった。

【その4】意見表明をするだけでは不十分であって、意見表明の方法を学ぶことやみんなで話し合ったりすることで、考えをブラッシュアップすることができる、その意見を大人が真剣に受け止めてほしい、という子どもの意見が反映されるまでの包括的な視点を大事にしたいという思いが込められている。

B 総則

B-1 目的規定について

(条例の骨子)

- 〇この条例は、すべての子どもの権利の実現を目指した子ども施策を総合的かつ継続的に推進していくために欠かせない仕組み等を定めるとともに、市としての基本的な考え方及び家庭、学校、地域の役割を明らかにすることを目的とすること。
- 〇この条例は、子どもたちが安心して地域の人びととパートナーとして関わり合いながら、子ども とおとながともに生きる武蔵野のまちの形成を図ることを目指すこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

- ○この条例では、子どもが意見表明や社会参加を通じて自己肯定感を高め、自己形成していくことを支えられるように、市民の認識を高めること、そして、子どもたちが安心して地域の人びととパートナーとして関わり合いながら、子どもとおとながともに生きる武蔵野のまちの形成を図ることを目指します。
- 〇市は、子どもの最善の利益のもとで、子どもの権利実現を目指して、教育、福祉、保健、医療、環境 等に関する子ども施策を総合的に推進していく必要があります(総合性)。
- ○市は、乳幼児期、児童期、思春期、青年期、成人期等の切れ目のない支援を継続的に実施していく 必要があります(継続性)。

【補足意見】

○とくにこの条例では、武蔵野市で進めてきた子どもの居場所施策の継続的な推進を目指すことが 重要です。

B-2 条例上の用語の定義について

(条例の骨子)

- 〇子どもとは、18 歳未満のすべての者、その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と 認められる者をいうこと。
- ○市民とは、武蔵野市の区域内に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を 行う者又は団体をいうこと。
- 〇育ち学ぶ施設とは、市内の学校や幼稚園、保育所、児童養護施設や地域子育て支援拠点施設等 の児童福祉施設、その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいうこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

○子どもの定義における「その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者」としては、たとえば 18 歳になった高校生のように、育ち学ぶ施設に在籍する 18 歳以上 20 歳未満の人、児童養護施設を 18 歳で退所した後の支援が必要な人などが考えられます。

【補足意見】

○諸事情により家庭的環境を奪われた子ども・若者、障がいや貧困、就労等に困難をかかえた若者の 居場所支援は 18 歳を超えても継続することができることに留意する必要があります。

C 誰が保障するのか

C-1 市の役割・責務(公民連携等を含む)

(条例の骨子)

- ○市は、本条例に定めた理念をふまえて、子どもにやさしいまちづくりを推進していくために、子 どもの権利保障に欠かせない環境整備及び支援を行うこと。
- ○市は、子どもに関する施策を実施するにあたり、地域・民間における子どもへの支援活動の経験、実践の蓄積等をふまえ、市民、民間団体と連携、協働していくこと。

C-2 市民の役割

(条例の骨子)

○市民は、本条例で定めた子どもの権利の理念をふまえて、市と連携、協働して地域における子ど もの権利の実現に努め、子どもとともにまちをつくることを目指すこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

○一人ひとりの市民が、子どもたちを、地域全体で育てていくという意識を持つことが大切であると 考えます。

【補足意見】

○市民は、家庭環境に恵まれない子どもの現実や学校の多忙な環境の中で自分を見失いがちな子 どもの現状をふまえて、子どもの最善の利益のもとで、地域における子どもの居場所の確保に努 めることが望まれます。

C-3 保護者の役割

(条例の骨子)

- 〇保護者は、子どもの主たる養育者であり、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが安心して生き、受容され、愛されて育つ権利を保障していく役割を担っていること。
- 〇保護者は、子どもの尊厳(品性等)を傷つける体罰、暴言、過剰な叱責等の人権侵害性を認識し つつ、これらの精神的暴力に寄らない養育を目指すこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

- ○ここで言う保護者とは、親、里親、その他親に代わり子どもを養育する人のことを指しています。
- ○保護者には、子育てにおける「第一義的責任」があります。しかしながら、現在の養育困難家庭増加の問題や家族の多様性などを考慮した場合、重要なのは、子育ての中心的な役割を担っている家庭への支援を充実させることです。前文にも示されているとおり、条例では、子どもの最善の利益を実現するために、家庭を支えるための地域の支援システムを構築していくことが重要であると考えます。
- 〇保護者は、その「子育て」において、子ども自身が持っている自己形成力を信頼し、子どもが自分の 意思と力で育つ「子育ち」を支えていく役割を果たすことが大切です。
- ○子どもには、身近なおとなの期待に対して過剰対応することなく、「やってみたい」ことを自分で選択し、決める権利があります。

【補足意見】

- ○家族がみんなで支え合って家事を分担するなど家庭生活を豊かにしていくことは望ましいことではありますが、家の手伝いという名目で、子どもの成長に必要な時間、休息する時間を奪うなど、 過剰な負担を強いることは、子どもの権利侵害です(参考:ヤングケアラー問題)。
- ○保護者・家庭の子育てにおける第一義的責任を、骨子の中で明確にうたうべき、という意見がありました。一方、責任を強調すべきはない、という意見も多くありました。

C-4 育ち学ぶ施設の役割

(条例の骨子)

○育ち学ぶ施設の設置者、管理者、職員は、市が進める子どもの権利促進・居場所事業や地域団体 の活動などとも協力しあい、相互に適切な情報共有を行い、子どもが安心して通える施設内の 居場所の整備その他、子どもの権利の実現と普及、人権の相互尊重及び子どもの参加の促進を 図ること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- ○学校での学びや生活についていけない子どもに対して、市と学校、子ども支援団体などが、子ども の最善の利益のもとで、安心して通える居場所の確保について、相互に情報共有に努めることが 大切です。
- ○育ち学ぶ施設のルールが子どもの権利を侵害してはなりません。

C-5 事業者の役割

(条例の骨子)

- ○事業者は、市が進める子どもの支援、子どもの権利保障の施策について可能な限り協力することが望ましいこと。
- 〇事業者は、雇用する市民が子育てに従事している場合、仕事と子育てが両立できる環境となる ように努めること。

【補足意見】

○未就学期に限らず、子どものいる人が職場で子どもの看護のための休暇を取りやすい環境づくり なども、子どもにとって大切です。市が、事業者に対してそのような啓発を行うことも必要です。

D 子どもを支える人びとへの支援

D-1 子どもを支える人びとへの支援の必要性

(条例の骨子)

〇子どもの権利の実現にとっては、子どもへの直接的な権利保障とともに、子どもを支えていく 人びとへの支援が必要であること。

- 〇おとなが幸せでないと子どもは幸せになれません。子どもの権利は、おとなの権利の実現があってこそ、保障されます。したがって、子どもを支援するおとなの支援、権利保障が欠かせません。
- ○おとなは、「子ども支援者」として、子どもが自己の意思で自己成長していくために欠かせない自発的な活動、とくにその能動的な活動意欲の源としての「自己肯定感」の獲得を支援していくことを目指すことが望ましいと言えます。市は、そのような「子ども支援者」として活動するおとなたちと連携するとともに、研修の機会の提供など、必要な支援を行う必要があります。
- 〇子ども・若者は、自分の育ちや生き方、人生そのものを、自分自身の意思と力で獲得していく存在 です。
- 〇子どもが「やってみたいこと」にチャレンジし、自己成長と社会的自立を遂げていくためには、子どもの失敗する権利、子どもへの寛容を求める権利が保障されなければなりません。
- ○子ども支援者は、上記のような子どものチャレンジを支えていくための力量を備えていく必要があります。

D-2 保護者、家庭への支援

(条例の骨子)

- 〇市は、家族の多様性をふまえて、保護者が子どもの権利の意義を自覚して、子どもの権利保障 に欠かせない家庭的な環境を確保していこうとする努力に対してあらゆる支援を行うこと。
- ○市は、主たる養育者である保護者が、子育てに過重な負担感を負うことのないように、経済的、 福祉的、心理的な支援を行うこと。

- ○現在、子育てにおいて保護者にかかる負担は大きく、多くの保護者が不安を抱えながら育児を行っています。市は、保護者が子育てや教育について必要なことを学ぶためのサポートを行うとともに、地域において孤立することのないような環境づくりを進めなければなりません。
- ○市は、子育てひろばなど、保護者が安心して相談でき、集える場の提供に努めるとともに、今後の 国の支援もふまえて、養育困難と思われる家庭に対して、育児負担の軽減や孤立防止のために、地 域・市民との連携・協働のもとで、家事支援をはじめとした訪問支援等を行うことが必要です。
- ○子どもが権利を自覚して自分らしく育つ権利を行使していくことは、保護者にとっては、子育てに ついての背負いこみ体質から脱却し、過剰な負担感から解放され、子どもと共に歩もうという励み になります。
- ○個別のニーズを持つ子どもの保護者、家庭に対しては、関係機関の連携による、十分なサポートが 必要です。
- ○子育てを支えるためには、子どものうちから親になるとはどういうことかを学ぶ機会を持つこと も必要です。

D-3 学校等、育ち学ぶ施設への支援

(条例の骨子)

- ○市は、子どもの権利保障に欠かせない「育ち学ぶ」環境を確保していくために、学校等の育ち学 ぶ施設の主体的な努力を尊重しつつ、人的、物的、財政的な支援に努めること。
- ○市は、子どもの権利保障に欠かせない「育ち学ぶ」環境を確保していくために、施設の職員の尊厳を配慮し専門性を高める研修を行うとともに、必要な心理的、福祉的支援に努めること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- ○市は、子どもの支援のために子どもともっとも長く生活を共にしている教職員、保育士等に特段の重きを置いた支援に取り組む必要があります。とくに、教職員や保育士等の専門性を高める研修に努めるとともに、その職務上の悩みについて安心して相談できる環境を整えることが重要です。
- ○学校教職員は、学校の限界を自覚して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの心理 的福祉的支援を受けとめ、相互の専門性を尊重して、子どもの最善の利益のために連携、協働に 努めることが必要です。

D-4 地域·市民活動への支援

(条例の骨子)

〇市は、市民や市民団体による子どもの権利保障の諸活動を支援するとともに、子どもの権利保 障の活動を行う者・団体との連携、協働に努めること。

- 〇市は、地域・市民団体への支援、事業運営におけるパートナーシップ関係を形成しつつ連携、協働して、子どもの権利の実現と普及、啓発活動の支援に努める必要があります。
- ○市は、社会貢献を目的とした市民、市民団体、民生・児童委員等の活動の意義をふまえて、その活動に対して可能な経済的支援を行う必要があります。市の施策推進において、市民、市民団体、民生・児童委員等の間で積み重ねられてきた経験、実践、知恵を活かしていくことが重要です。それゆえ公民連携の子ども支援を拡充していくことが望ましいと言えます。
- ○育ち学ぶ施設、保護者、地域の子ども支援者が合同で子どもの権利についての学習と実践・経験 に関する交流を継続的に行い、共通認識を持つように努める必要があります。また、それぞれの役 割と限界も理解しあって、互いにカバーし合えるような関係性を築いていくことが重要です。

E 保障すべき子どもの権利

E-1 子どもにとって大切な子どもの権利とは

(条例の骨子)

- ○子どもには、安心して生きる権利があること。
- ○子どもには、自分らしく育つ権利があること。
- ○子どもには、休む権利があること。
- ○子どもには、意見表明し、参加する権利があること。
- ○子どもには、遊ぶ権利があること。
- ○子どもには、自分の意思で学ぶ権利があること。
- ○子どもには、差別されない権利があること。

《上記骨子の基となる考え》

- (1)子どもには、安心して生きる権利があること。
- ○これは、子どもの生存と保護の権利を土台としている権利であり、以下の権利等が含まれると考えられます。
 - ・子どもは、安心して発言でき、自己表現できること(多様性の実現)。
 - ・子どもは、安心して相談でき、助けを求めることができること。
 - ・子どもには、救済される権利があり、そのために救済につながる相談システムが必要なこと。
 - ・子どもには、無償で医療を受けられる権利があること(義務教育段階の無償の医療システム)。
 - ・子どもは、貧困から解放され、健康的な生活及び社会環境が確保され、包摂的で公平な教育環境が保障されるべきであること(SDGsの理念)。
- (2)子どもには、自分らしく育つ権利があること。
- ○これは、子どもの発達と参加の権利を土台としている権利です。
- ○子どもは、社会で自立して生きるための資質・能力・教養を身に付けるとともに、自己の意思で、自由に自分らしく育つ権利があります。
- ○子どもは「教えられて育つ」だけでは人間にはなれません。子どもには誰でも生まれながらにして 「自分で自分を育てる力」があります。その力に気づき、その力を信頼し、その力を活かして成長 し、自分らしく自信をもって生きていくことは、子どもの人間としての権利です。
- ○子どもには、その容姿、髪型、服装等の自己表現が尊重され、その個性を実現していく権利があります。
- (3)子どもには、休む権利があること。
- 〇子どもには、健康・身体の回復のためだけでなく自分らしさをとりもどすために休む権利があります。それとともに、子どもには、自分をとりもどすために自由な時間(余暇)を持つ権利があります。

- (4)子どもには、意見表明し、参加する権利があること。
- ○子どもは、その尊厳と子どもの最善の利益のもとで、自己の意思と力で自己形成を図り人間的な 自立を遂げる権利があります。日本の子どもの自己肯定感の急激な低下<自信喪失状況>を直視 して、自信回復を図るため、子ども自身の自己決定、人間的な意思を尊重し、能動的な活動の支援 を図る必要があります。
- ○子どもは、地域社会の一員として、地域の文化活動に参加するとともに、市民の一員として、まちづくり、社会参加し、かつ育ち学ぶ施設の一員として運営参加することを目指すべきです。

(5)子どもには、遊ぶ権利があること。

- 〇子どもにとって遊びは主食とも言えるものであり、遊びは生きることそのものです。
- 〇子どもは、自由に「やってみたい」ことにチャレンジしていく機会を確保されるべきです。
- ○子どもにとっての遊びの社会的価値が認められにくい社会の中で、教育、発達といったおとなの 目線から子どもの遊びの意味(目的)を狭隘に捉えないことが大切です。

(6)子どもには、自分の意思で学ぶ権利があること。

- ○子どもにとって大切なことは、どこで学ぶかではなく、何を学ぶかです。
- ○子どもは、学校等の定型的な教育の場だけでなく、日常生活の中で、周囲のさまざまな環境に働きかけて多くのことを学ぶ存在です。
- ○すべての子どもが、学校に通うか否かを問わず、その子どもの意思で学ぶ権利を行使することのできるインクルーシブ(包摂的な)教育システムを目指すことが望ましいと言えます。
- ○学校は、子どもが学ぶ権利を行使していけるように、授業、教育内容への子どもの意見に配慮する 必要があります。
- 〇子どもは、自主自立的に学校生活を送れるように、自己の生き方を考慮できる時間と余裕を持た なければなりません。
- ○学校は、過度の競争主義の環境にさらされないように子どもの学ぶ機会を確保する必要があります。

(7)子どもには、差別されない権利があること。

- ○子どもは外国籍であることにより差別されません。外国籍の子どもは、その国の文化的アイデンティティ、言葉、名前などが尊重されて、宗教による食や習慣の違いへ配慮を受ける権利があります。
- ○子どもは障がいによる差別を受けません。障がいのある子どもが、共に学び、共に生きていくために、その個別のニーズが配慮され、尊厳が確保されるとともに、社会的自立を促進し、地域社会に参加できるようにインクルーシブな学びの場が確保されるなどサポート体制を整備していくことが必要です。
- ○子どもは、性によって差別を受けません。市は、性自認、性的志向等についての啓発に努め、性的マイノリティ(LGBTQ+)の子どもと保護者が差別を受けないように配慮する必要があります。

〇子どもは不登校によって差別を受けません。市は、学校外での多様な学びを求める子どもが就学 する子どもと同等の学習及び保健・安全サービスを受けられるように努める必要があります。

【補足意見】

- (3)子どもには、休む権利があること。
- ○子どもは、子どもの権利として学校に学んでおり、自分をとりもどすため等の理由から学校を休む権利があります。しかし、周囲の雰囲気や就学義務を負う保護者の意向等により、実質的には休めないことが多いと言えます。そのため、安心して休息をとれるように、休む権利の制度化=子ども特別休暇制度(別項:F-1 参照)を設けることも考えられます。
- ○学校が子どもの休む理由を把握していることは、子どもの支援という観点からも重要である、と いう指摘がありました。

E-2 子どもの権利の広報・普及、研修・学習

(条例の骨子)

- ○市は、本条例の普及、啓発のために、あらゆる場での広報に努めること。
- ○市は、地域、学校等における子どもの権利の普及のために、子どもの権利に関する市職員、学校 教職員への定期的研修に努めるとともに、地域、学校での講演会等の学習の機会を確保すること。
- ○市は、市民(とくに子ども、保護者、教職員など)が子どもの権利について理解を深め、これを活かすことができるようにこの条例のシンボル的行事として「武蔵野市子どもの権利の日」を定めること。もしくは子どもの権利週間・月間などを定めること。
- ○市は、市民の参加を求めて、「武蔵野市子どもの権利の日」(もしくは子どもの権利週間・月間など)にふさわしい普及・啓発・学習事業に取り組むこと。

《上記骨子の基となる考え》

- 〇市は、「子どもの権利はわがままの助長」といった誤解を解いていくなど、地域の人びと、市民、子 ども支援者の理解を深めていくために広報、普及活動を行わなければなりません。
- ○「子どもの権利と義務とは対」という発想から、「やるべきことをやれ」と義務を持ち出されることがあります。しかし、子どもの権利条約には、子どもの義務は規定されていません。子どもの権利のみを掲げて、これを保障する締約国政府の義務、法定保護者の義務を定めています。子どもの権利とおとなの義務が対であるという認識が大切です。
- ○市は、保護者、教職員、地域の人びとなどを対象として、市報、SNS、子どもの権利に関する副読本、公開講座、研修など多様な方法により、本条例・子どもの権利条約その他子どもの権利について広報・普及に努める必要があります。
- ○条例を形骸化させることなく、広く市民に知ってもらうためには、この条例のシンボル的行事として「武蔵野市子どもの権利の日」を置くか、または子どもの権利週間・月間などを定めることが有効であると考えます。
- ○11 月 20 日は、国連が制定した「世界子どもの日」です。「武蔵野市子どもの権利の日」を定める場合、たとえばその日を 11 月 20 日とすることも考えられますが、その他、市の関連行事との関係等を考慮して、もっともふさわしい日を「武蔵野市子どもの権利の日」として定めることが望ましいとも言えます。

【補足意見】

○「子どもの権利の日」について、市は、すでに「平和の日」(11月24日)を定めており、それと同等の設置理由、歴史的背景等がないと制定が困難という意見もありましたが、特定の日を設けて、学校を含めて全市的に子どもの権利の学習、普及啓発を図ることに今日的な意義があるという意見が多くありました。一方、特定の日として定めるのではなく、週間、月間として定める方法も考えられるという意見もありました。

E-3 子どもへの子どもの権利広報・学習

(条例の骨子)

- ○子どもには、子どもの権利を知る権利があること。
- ○市は、子どもが子どもの権利について知り、自分やほかの子どもの権利の大切さについて学ぶ 機会を設けること。
- 〇市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な活動等の取り組みについて、子どもの求めに応じて支援を行うこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

- 〇日本政府が、子どもに対して、子どもの権利条約など子どもの権利を知らせる義務があること(条 約第42条・締約国の広報義務)をふまえて、市は、市としての広報義務をはたす必要があります。
- ○子どもが権利を学ぶ過程においては、ただ教えられるだけではなく、自ら権利を行使するという 体験が必要です。市は、そのような体験ができるような環境を整えるよう努めることが望ましいと 言えます。
- 〇子どもの権利、人権保障には相互尊重の原則があります。その原則にしたがって、自分と同じく他 者の権利を尊重する必要があること、そのためには自分の権利が制約を受ける場合もあることに ついて、子どもが学ぶ機会を持つことが大切です。

【補足意見】

○子どもたちを対象として、マンガ(子どもの権利副教材)、出前授業(子どもオンブズパーソンによる)、ディスカッション、ワークショップなど多様な方法により、子どもの権利学習を定期的、継続的に実施することが望まれます。

F 子どもの権利保障の仕組みを創る

F-1 子どもの居場所

(条例の骨子)

- (1)空間、時間ともに自分らしく居られる居場所
- 〇子どもには、空間、時間ともに自分らしく居られる居場所が必要であり、選んだ居場所において 安心して休む権利もあること。市は、そのような子どものための居場所づくりに努めること。
- ○市は、子どもの休む権利を保障するために適切な措置を講じるよう努めること。とくに子ども自身が休息を求めている場合は、学校を安心して休めるよう具体的な措置を考慮するとともに、学校外の多様な居場所、学びの場の利用促進に努めること。また、必要な場合に学校を休むことについて、地域の理解が得られるよう、必要な啓発等に努めること。
- ○市及び市民は、家庭や育ち学ぶ施設、その他多様な地域活動の場などが、子どもにとって安ら げる、安心できる居場所となるように努めること。
- ○市は、居場所づくりを行う地域の住民や団体に対して、活動場所の確保等の必要な支援を行うよう努めること。

(2)子ども専用の居場所

- ○市は、子どもの遊ぶ権利、自分らしく育つ権利を保障するため、地域・市民、団体との連携、協働のもとで、地域子ども館、児童館、プレーパークなど子ども専用の居場所、遊び場等の確保に努めること。
- ○市は、児童期の子どもが、周りを気にしないで「やってみたい」活動を夢中で行えるような多様 な居場所の整備に努めること。
- ○市は、思春期、青年期をむかえた若者が自分らしく生きたい、仲間とともに活動していきたいというニーズに応えて、学校だけでなく地域において多様な居場所を整備していくように努めること。

(3)子どもとおとな共用の居場所

- ○市は、親子の居場所である0123施設など、乳幼児期の子どもと保護者のための居場所づくりを維持、継続し、さらに促進すること。
- ○市及び市民は、地域の各施設において、子どもとおとなが居場所を共用できるよう、可能な範囲で工夫を行うよう努めること。

(4)学校内の子どもの居場所

- ○市は、学校が子どもの安心できる場所であるよう、子ども一人ひとりが大切にされる学校環境 の整備に努めること。
- ○学校は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、ヤングケアラー等 家庭的な負担をかかえた子ども、悩みごとを持つ子どもなどが安心して相談できる居場所の確

≪上記骨子の基となる考え≫

- (1)空間、時間ともに自分らしく居られる居場所
- 〇子どもが安心して生きる権利及び自分らしく育つ権利を保障していくために、子どもにとって身近 な地域、学校に子どもが安心して過ごし、自分らしく居られる居場所があることが求められていま す。
- ○今日、青少年自殺の増加をふまえて、子どもが、健康・身体の回復のためだけでなく、自分らしさを とりもどすための自由な時間を確保するために休む権利があります。また、自分をとりもどすため に、安心できる学校外の居場所が必要です。
- ○子どもにとって学校に通うことは義務ではなく、権利として学校に学んでおり、自らの意思で学校を休む権利があります。しかし親・保護者には、子どもを学校に通わせる義務(就学義務)があり、また欠席が入試に不利であるという理由もあって、子どもの学校を休む権利の行使を妨げる可能性があります。そのため、子どもが安心して休むことができるような工夫が求められています。
- ○上記の工夫の一例として、欠席扱いにならない学校公認の地域居場所学習、家庭学習などの措置が考えられますが、「子ども特別休暇」(仮称・日弁連提案:年間 10 日間程度の、欠席扱いにならない休暇)といった仕組みについても検討する余地があると考えられます。また、地域が子どもが学校を休んでいることを否定せず、受け入れることも重要です。
- ○市は、地域の市民、団体との連携、協働により、一人ひとりの子どもが安心して過ごし、自分らしく 居られる多様な居場所づくりを支援するために、これを推進する団体、個人への経済的、人的支援 及び場所の確保に努めることが必要です。
- ○ひとりで安心して過ごすことのできない年齢の子どもを、ひとりにしない配慮が必要です。夜間ひ とりになってしまう子どもの居場所についても配慮が必要です。

(2)子ども専用の居場所

- ○子どもにとって遊びとは、子どもが子どもとして生きていく糧であり、子ども期に欠かせない遊ぶ 権利が保障される必要があります。現状では、小学生世代のいじめの増加や、早期教育による遊 ぶ時間の減少等の問題があります。小学生世代の子どもたちが、過剰なストレスを抱えることなく、 遊ぶ権利を行使できるような環境づくりが必要です。
- ○中高生世代の子どもは、受験等によるストレスにさらされやすい状態にあることが多いと言えます。 「過度の競争主義による心身への悪影響」(国連勧告)を考慮して、受験期をむかえた中・高校生世 代が安心して集い、「考える空間」、居場所が必要です(参考事例:杉並区の中高生世代専用の居場 所「ゆう杉並」)。
- ○とくに中高生世代を中心として、家族関係の緊張が高まる中で、家庭から離れて泊まれるシェルターとしての居場所を必要とする子どももおり、こうした子どもの宿泊型の居場所についても検討が望まれます。
- ○子ども専用の居場所は、そこでの過ごし方、活動の計画、運営等について、子どもの参加、自治的 な運営となることが望ましいと言えます。

(3)子どもとおとな共用の居場所

- 〇コミュニティ施設、社会教育施設(市民会館・図書館等)、その他の地域の施設は、地域の人びと共有の居場所であり、おとなと子どもとの共同利用のための工夫と努力がなされることが望ましいと言えます。
- ○上記の施設の運営に当たっては、おとな(とくに高齢者世代)だけでなく、子どもの意思、ニーズを 尊重し、その共生・共存の方法を検討する必要があります。

(4)学校内の子どもの居場所

○学校は、とくに保健室や図書室等を子どもに開放するなど、居場所への配慮を行うことが望ましいと言えます。とくに保健室は、精神的な休養の場にもなりうることから養護教諭のサポート等スタッフの充実に努めることが必要です。図書室は、子どもの自発的な学びの場となりえるため、Wi-Fi 環境などが整えられることが望ましいと言えます。

【補足意見】

- ○子どもの特別休暇制度の導入は、現行の制度上では実施が困難であるという意見がありました。 また、塾のための休暇申請など混乱をまねく恐れがあり、学校現場での対応を考えると、実施は困 難との意見もありました。
- ○文部科学省の通知等で出席扱いにするのは、どのような場合においても何らかの教育活動を行っていることが条件となります。子どもたちの休息を保障するには、学習等の教育活動を求めないことが重要であり、出席扱いにすることは制度上だけではなく、子どもたちの休息を保障する観点からも難しいという意見もありました。
- ○全ての子どもがどんな理由でも休める制度ができると、子どもたちは年間さまざまな好きなタイミングで休暇をとる可能性があります。その場合、授業を受けていない子どもたちに対して学力的なフォローを教員はしていかなくてはいけないため、教員の負担は今まで以上に増すことが想定されます。
- ○学校は休む理由を把握することで、家庭、学校外で、子どもの権利が侵害されていることに気づく ことができることがあります。子どもの安全を確認する目的で、登校できない理由を学校が知って いるというのはとても大事であるとの指摘もありました。
- ○上記のような理由から、むしろ「保護者は、就学義務があるが、子どもには休む権利があることを理解し、子ども自身が自分をとりもどす機会を保障する」というレベルの条文にとどめるべきとの意見もありました。また、生徒が日常的に生活に追われないため、<学校は宿題を出さない>方針を取り、ゆとりを確保するという方法もあることが指摘されました。
- ○子どもが学校に行きたくない場合に、オンラインを活用することも一案である、との意見がありました。
- ○子ども特別休暇の考え方は、社会人の休暇制度とは異なることを明確にし、教育制度上も整合性を持たせるべきとの意見もありましたが、逆に、今の社会で、社会人としても休暇制度の活用について理由なく休めない現状(結果的に「過労死」する実情)があり、子ども期から休暇制度について体験的に学んでおくこともあってよいのではないか、との意見もありました。

F-2 学校外の多様な学びの支援

(条例の骨子)

- ○市は、普通教育機会確保法にもとづき、子どもが選ぶ学校外の普通教育、多様な学びの場を推進していくこと。その推進にあたっては、地域、民間団体の経験、実践蓄積を活かして、公民連携で進めること。さらにスクールソーシャルワーカー等の協力を得て、フリースクール等民間団体の幅広い連携の下で必要な情報を提供できる地域ネットワーク作りを推進すること。
- ○市は、普通教育機会確保法第 13 条にもとづき、子どもの普通教育を確保していくために、義務教育段階で学校外の普通教育を選択した子どもが、学校における義務教育を受けている子どもと格差なく教育を受けることができるよう学習面、健康面、安全面及び経済面などで十分配慮すること。
- ○市は、学校外の多様な学びの場においても、子どもが将来の進路に不安を感じることなく、安心 して学ぶことができるような環境を整えるよう努めること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- 〇すべての子どもには、義務教育段階で、無償の普通教育が必要です(日本国憲法第26条2項)。
- 〇子どもにとって大切なことは、どこで学ぶかではなく、何を学ぶかです。
- ○子どもは、学校等の定型的な教育の場だけでなく、日常生活の中で、周囲のさまざまな環境に働きかけて多くのことを学ぶ存在です。
- ○学校外の普通教育を選択した子どもも、学校における義務教育を受けている子どもと、以下のような点で格差なく公平に教育を受けられることが望ましいと言えます。
 - ・授業料・学習教材費等の負担
 - ·給食
 - ·医療(学校災害共済給付等)·保健(健康診断等)
- ○普通教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する 法律)は、2016年に成立した法律です。同法は、不登校の児童生徒が通う学校外の多様な学習の 重要性及び休養の必要性を認めて、当該児童生徒及び保護者への公的支援に努めるよう求めて います。

【補足意見】

- ○市では、これまで、チャレンジルーム、むさしのクレスコーレの整備など、学校以外の多様な学びの場の整備は、現金給付とは異なる形で推進しています。
- ○学校以外の普通教育を選択した子どもたちに対する経済的な助成を行うことについては、市が現金給付を行うための、厳密な公平性の確保が必要となります。仮に経済的支援を実施する場合、助成を受ける子ども・保護者の申請書に関して、これを認定、認証する仕組みが必要であるとの意見が出されました。
- ○学校外の普通教育を選択した子どもの学びの場を提供している民間団体に対しても、運営費助成を受ける民間団体の申請書の認証方法を検討することも考えられます。

○上記の公的支援を受けるためには、普通教育機会確保法の当初案に盛り込まれていたように、当該子ども・保護者及び多様な学びを推進する民間団体は、所定の書類(「個別学習計画」等)を作成し、所定の審査機関に提出、「普通教育」としての認定、認証を受けることが考えられます。この審査機関は、教育委員会のほか、委託を受けた民間の新制教育支援センター(学校復帰を前提としない)あるいは多様な学び関連団体も参画する審査会や中間支援機構(参考事例:韓国における学校外青少年支援センター)などが考えられます。

F-3 子どもの相談

(条例の骨子)

- (1)安心してつながる、関係づくり
- ○市は市民・団体と協働して、子ども・若者の「つながり」(人間関係・信頼関係)を創る居場所づくりに努めること。
- ○市は、子どもから直接相談を受けることのできる窓口を設けるとともに、子どもの個人情報を守りつつ、子どもにとって最も良い解決策を考え合うなど、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることなどを気軽に話すことのできるような多様な相談の場づくりを推進すること。
- ○市は、子どもからの相談を受けた人が、必要に応じて子どもを適切な支援、救済につなぐことのできるよう、相談に係わる人たちのネットワークづくりを推進すること。

(2)学校における居場所と異種専門職による相談活動

- 〇学校は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協力、協働のもとで、子どもが 安心して相談できる「つながり」(人間関係・信頼関係)を創る居場所の設置に努めること。
- 〇子どもが安心して相談できる基本条件は、子どもの個人情報の守秘であり、子どもが抱えている課題の解決に学校内及び学校外の機関との情報共有が必要な場合は、必ず当該子どもの同意が得られなければならないこと。
- ○学校は、上記の子どもへの守秘義務を担う心理・福祉職の専門性に配慮し、その職務の独立性 及び子どもの最善の利益に依拠した第三者的な立場を尊重するとともに、教育職との連携・協 働の促進に努めなければならないこと。
- (3)虐待、体罰、いじめ等の様々なダメージを受けている子どもの相談
- ○市は、虐待、体罰、いじめ等の様々なダメージを受けている子どもが、安心して相談でき SOS を出して適切な救済につながるように、子どもへの権利学習の機会を設けるとともに、子ども がダメージを受けていることに気づくことのできる支援者の養成、配置に努めること。
- 〇市は、ダメージを受けている子どもが「安心してつながる」ツールの開発に努めなければならないこと。

- (1)安心してつながる、関係づくり
- 〇子どもは、身近な居場所において、困りごとや不安に感じることなどを気軽に話すことのできるような信頼できる人、安心できる人などを求めています。
- ○障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子どもも相談しやすいような環境づくりが必要です。
- ○子どもへのヒアリングでは、子どもにとって「話を聞いてほしい」場合と「解決してほしい」場合があるという意見がありました。おとなは、解決のために大げさに動いてしまうことが多く、困ってしまうこともあるとの声もありました。

- ○子どもへの守秘義務を尊重しつつ、子ども本人の了解のもとで、「解決」に必要な情報の共有(例えば、ケース会議等)がなされるよう努めることが求められています。
- (2)学校における居場所と異種専門職による相談活動
- ○学校における相談員の存在を、子どもたちに分かりやすく伝える必要があります。
- ○市は、学校における相談活動の充実のため、十分な相談員の配置などに努めることが望ましいと 言えます。
- ○学校は、子どもへの守秘義務(個人情報の保護)を尊重するとともに、子どもを必要な支援につなぐことができるよう、それぞれの相談の場と、市や関係機関の間で、スムーズに連携できる関係の構築に努める必要があります。公認心理師法にもとづく「連携義務」(第42条)は、子どもへの「秘密保持義務」(第41条)を損なわない範囲での「連携」にとどめるべきであり、連携上必要となる個人情報の共有に際しては、必ず当該子どもの同意を得るものとしなければなりません。
- ○いじめ等の事件解決のために、教育、心理、福祉職等は、子どもの個人情報の共有を前提とした実践的解決の場(例えば、ケース会議・事前アセスメント)を確保する必要があります。その場合も、当該子どもの同意を得ることが必須条件となります。
- (3)虐待、体罰、いじめ等の様々なダメージを受けている子どもの相談
- ○ダメージを受けて「誰にも相談できない」子どもが助けを求められるように、市民、民間団体とも協働して、権利学習、SOS 学習を推進することが必要です。児童養護施設(里親家庭も)に普及してきた「子どもの権利ノート」の学校版も必要になっているように思われます。
- ○ダメージを受けて「誰にも相談できない」子どもが、SOS を出せずに苦しんでいることを察知して、 その権利侵害を発見し、権利救済につなぐ支援者の養成と配置が必要です(発見型相談)。
- ○ダメージを受けている子どもが「安心してつながる」ツールとして、インターネットを利用した、チャットやメール、LINE等のアプリの活用が考えられます。

【補足意見】

○子どもが安心して相談できるためには、相談を受けた職員が子どもとの秘密を守らなければなりません。「集団守秘義務」といった俗説を建前に子どもへの守秘義務を放棄しないことが重要です。ただし、学校は子どもへの守秘義務を尊重しながら、子どものかかえた問題、課題の解決のために市や関係機関との連携のための個人情報共有を行う必要があり、そのためのルールづくりを行わなければなりません。一般に、学校では子どもの個人情報の保護に無自覚に教育論議をして情報拡散させる傾向があり、集団守秘というあいまいな概念を排除し、子どもの課題解決のためのケース会議等の実践的守秘に限定していくようなルールづくりが求められています。

F-4 子どもの意見表明·参加の支援

(条例の骨子)

- (1)子どもの意見表明・参加が成立する環境の整備
- ○子どもに関係のあることを決めるときは、おとなが一方的に決めるのではなく、子どもの意見を聴き、かつ意見を尊重するように努めなければならないこと。
- ○市は、子どもが意見表明・参加のスキルを学び、自立的に参加できるように支援するために、子ども参加についてのファシリテーターを養成、配置すること。ファシリテーターは、子どもの意見表明・参加が尊重され、参加することの楽しさを味わえる環境の整備に努めること。
- ○市及び市民は、年齢や障がい、その他の理由によって、自分でうまく自分の意思を伝えられない 子どもについては、意思形成及び意思決定の支援に努めること。

(2)子ども市民としての参加一武蔵野市子ども会議の設置

- ○市及び学校は、子どもに関する政策を決めたり、計画を策定したりするときには、おとなの市民 と同じように、子どもにも市民として意見を表明し、提言する機会を設けるように努めなければ ならないこと。
- ○学校は、上記のような子どもの社会参加を促進していくため、子どもが地域に参加しやすい環境の整備に努めること。
- ○市は、武蔵野市として進める子どもにやさしいまちづくりに関して、子どもが市民として意見表明・参加し、市政へ意見提言し、かつ自ら実施に携わっていくために、以下のとおり、武蔵野市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を設置すること。
- ①市は、子ども同士から選出もしくは公募により選出された子ども委員の会議(子ども会議)に対して、子どもにやさしいまちを作るための意見を求めること。
- ②子ども会議は、市の求めに応じて、もしくは自己発意により、市に対して意見を提言することができること。
- ③市は、子ども会議から出された意見に真摯に向き合い、可能な限り施策に活かすよう努めること。
- ④子ども会議は、市に提出した意見書に即して、市と協働してその実施のために努力すること。
- ⑤子ども会議の提出した意見書に基づく施策を実施するにあたり、子どもが主体的に事業を実施 することが適切と認められるものについては、市は、必要な範囲内において子ども会議が自ら 予算を執行できるよう、必要な措置を講ずること。

(3)構成員(パートナー)としての参加

- ○育ち学ぶ施設の管理者は、施設運営について、子どもがパートナーとして直接的に参加(参画) することを推進していくこと。
- ○市は、育ち学ぶ施設の運営に関して、子どもが主体的に参加できるような支援の仕組みづくり を推進すること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- (1)子どもの意見表明・参加が成立する環境の整備
- 〇子どもには、意見表明・参加の権利があります(子どもの権利条約第12条、第13条ほか)。
- ○子どもには、市民として市の政策、まちづくりに意見を述べ、参加する権利があります。
- ○子どもの意見表明・参加の権利とは、その子どもの意思、意見の表明にとどまらず、その意思が尊重されることまでを含むものであり、意思決定への参加(関与)、決定の共有までを含みます。そのため、子どもには、その意思の形成、表明、意思決定の参加について支援を受ける権利があります。
- ○今日の日本の子どもは、少子高齢化の中で、圧倒的なおとな社会の支配下にあり、かつ数においても総人口の 10 分の1程度のマイノリティの位置に立たされています。そのため、コロナ禍の中の子どもの処遇等を含めて、子どもの問題でありながら、ほとんどおとなから意見を聴かれることなく、おとなが一方的に判断する社会になっています。
- ○子どもには生まれながらに意見表明・参加する力はあるものの、ないのは参加の機会であり、経験です。子どもにとって現代社会は、意見表明・参加する機会や経験が圧倒的に少ないことをふまえて、子どもたちには、意見表明・参加の機会が確保されると同時に、意見表明・参加に欠かせないスキル及び知識・情報等について学ぶ機会が確保されるなど意見形成支援が必要です。
- ○未就学児や、障がいのある子ども、外国籍の子どもその他の理由により、自分でうまく自分の意思を伝えられない子どもについては、意思形成及び表明、意思決定の支援のために、保護者や支援者がその子の思い、気持ちを汲み取ることを通して、その人間としての意思を表示もしくは代弁することが必要です。国レベルでは、児相の一時保護に際して、子どもの意思の代弁者(アドボケーター)を置く動きがあることに注目しておく必要があります(子どもアドボケーターの養成)。

(2)子ども市民としての参加―武蔵野市子ども会議の設置

- ○子どもが社会参加を行うためには、放課後の時間を活用することが必要です。そのため、学校では、 部活動のあり方の見直しも含めて、子どもが社会参加しやすい環境を整える必要があります。
- ○子どもが、市民として市政について意見を述べるためには、一定の仕組みづくりが必要です。そのために、市の既存の取り組み(Teens ムサカツなど)を継承、発展させた、子ども会議を設置することが考えられます。

(3)構成員(パートナー)としての参加

- ○子どもの権利の観点からは、育ち学ぶ施設の運営に、子ども自らが参加することが重要です。
- ○世界の趨勢も踏まえると、育ち学ぶ施設の運営協議に、可能な限り子どもの参加を取り入れていくことが望ましいと言えます。そのため、育ち学ぶ施設の管理者は、当事者である保護者、地域住民、子どもに対して施設運営に関する情報を提供し、職員と共に四者での合議の運営協議を行う場を設けることも考えられます。

【補足意見】

○条例に依拠した子ども施策、計画だけでは、いま直面している子どもの権利侵害に対して十分に 対応することはできません。子どもの権利目線で、日常的に子どもたちが行政、学校、社会に対し て意見提言していくことが重要と思われます。

- ○子どもは、往々にして、おとな社会の期待、意向に応えようと頑張り、おとなの期待に合うように 自発性を装って「忖度」する傾向があり、そのような見せかけ、操りの参加から脱却して、本音の参加、真の参加に至るようにサポートするために、子ども参加ファシリテーターの存在と役割がある と考えられます。
- ○学校内の子ども参加のサポートは、児童会・生徒会顧問ほかの教職員のほか、学校配置への移行を前提として、スクールソーシャルワーカーの協力を得ることが望ましいですが、将来的には、子ども参加ファシリテーター研修、養成講座を開設して専任できる職員を養成すべきです。
- ○自治体の支援で子ども会議を開催している地域もあるが、必ずしも成功しているとはいえない、と の意見もありました。
- ○子ども会議の設置は、子どもを送り出す学校現場の過重負担を招く恐れがあり、現行の児童会、生 徒会、あるいは市民科の取り組みを充実させることで十分、との意見もありました。
- ○現在、武蔵野市では、保護者や地域住民の参加を求める学校運営協議機関の設置が準備されており、子ども参加については、子どもの声を聴く機会を設けることについて検討する予定である、との意見も出されています。骨子案においては、現在進めている上記の施設運営に制度改善の努力を尊重しつつ、近い将来、子どもが学校のパートナーとして参加できる方向に検討できる余地を残すべきであること、とくに生徒会、児童会において学校のあり方を考えるなど、既存の自治の仕組みの中で子ども参加の実践ができることから、施設運営に生徒会、児童会の参加を求めることも考えられるとの意見がありました。学校教育法施行規則レベルでの三者協議組織(教職員・保護者・地域住民)に加えて、本条例に依拠した子どもの意見表明・参加の権利保障の仕組みとミックスした四者協議の場を設ける方向に検討を進めることも考えられます(欧米の「学校協議会」がモデルとなります)。

F-5 個別のニーズを持つ子どもへの支援

(条例の骨子)

〇子どもは、その置かれた状況に応じて、個別のニーズと配慮にもとづく支援を受けることができること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- ○家庭に様々な負担をかかえている子どもが、安心して相談でき、学ぶことができるように配慮する ことが必要です。
- ○子ども及びその家族が、国籍、民族、言語等において少数者としての立場にあるときは、これに配慮して、その文化的アイデンティティを尊重しつつ、自国の文化を享受し、学習し、表現していくことを支援する必要があります。多様性の時代にあって、多様な文化や民族性を肯定するような社会の実現に努めることが重要です。
- ○障がいのある子どもが、尊厳をもって生きること、社会的に自立できること、地域で共に生きていくことができるようにサポート体制を構築し、学びの場の自由な選択など教育、生活の場面における子どもへの合理的配慮の推進を図らなければなりません。
- ○自分で発話できない子どもは、必要なサポートをうけて、その人間としての意思を伝えることができるようにすることが必要です。

【補足意見】

○上記考えは主な事例に留まっており、そのほかにも多様な個別ニーズを持つ子どもがおり、そのための支援が必要です。

F-6 おとなへの移行支援

(条例の骨子)

- 〇市は、「おとなへの移行期」として 18 歳を超える若者支援へのつながりを重視し、市民、民間団体とも連携、協働して子ども・若者の相談に応じる居場所支援、社会的自立を促進するための自立支援、就労支援等を行うこと。
- ○市は、子どもが進学・就労した後も、継続して相談を行えるような環境を整えるよう努めること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- ○子どもが自分を見失わないためには、仲間やスタッフに安心して相談することのできる居場所の あることが重要です。市は、居場所のスタッフや、ボランティアが継続して活動することのできる環 境づくりに努める必要があります。
- ○職業の選択、進路・就職等において子ども・若者の意思が尊重され、自分を見失わないように、必要な居場所、安心して相談し合える仲間、スタッフが準備されていることが重要です。
- ○諸事情により家庭的環境を奪われた子ども・若者、障がいや貧困、就労等に困難をかかえた若者の 居場所支援は、18歳を超えても継続する必要があります。
- ○18 歳に達した高校生等についての成人としての諸権利(政治的権利その他)の保障などについて バックアップし、成人期を迎える若者が自信をもって社会で生きていくために必要な支援を行うことも必要です。

【補足意見】

- ○貧困など自分が置かれている家庭環境に悩み、また将来への不安を抱えている若者が、安心して相談でき、自立していくために、必要な環境を整え、市と市民、団体が連携して情報共有していくことが重要です。
- ○武蔵野市の子ども・若者が、地域共同体のなかで共に生き、支え合っていくための環境を整え、自立の力とは、一人で生きていくことではなく、人びとと共に支え合っていける力であることを経験的に学ぶ機会を持つことが重要です。

G 子どもが安心、安全に生活していくために

G-1 子どもの事故の防止、事後対応

(条例の骨子)

- ○育ち学ぶ施設の設置者・管理者及び職員は、子どもが安心して生活し、かつ自発性を損なわないように安全配慮を行うこと。あわせて、各種安全基準をふまえ、子どもの意見も聞きつつ安全計画を立て、定期的な安全点検、管理を行うこと。
- ○不幸にして事故が発生した場合は、被害者・家族との意思疎通、情報共有を図り、その意向を尊重しつつ、事実の解明、原因究明、再発防止に取り組むこと。

≪上記骨子の基となる考え≫

〇子どもは、日々チャレンジしながら生活を送っています。子どもは、チャレンジして失敗することも ありますが、その失敗が大きな怪我にならないように、迅速に安全措置を講ずることが必要です。

【補足意見】

- ○育ち学ぶ施設は、事故に際しては、迅速に対応し、救急車を呼ぶなど地域の救急医療を活用する必要があります。
- ○冒険遊び場(プレーパーク)では、自主性を損なわない安全配慮、「自分の責任で、自由に遊ぶ」というスタッフの実践認識があることが注目されています。
- ○2016 年 3 月 31 日、文部科学省は、各都道府県教育委員会教育長あてほかに、『「学校事故対応に関する指針」の公表について』を通知しました。この通知にある文科省「学校事故対応に関する指針」には、「学校は、被害児童生徒等の保護者に寄り添い、信頼関係にたって事態への対処ができるよう、対応の責任者を決め、常に情報の共有化を図る。」【同指針 2-2-(2)】と指示され、また学校設置者は、「被害児童生徒等の保護者の要望がある場合」あるいは「教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合」には、「詳細調査」(第三者調査委員会に相当)を行い、原因究明に当たること【同指針 3-3-(2)】とあります。このような学校事故には、いじめ、体罰など過失事故以外の事故も含まれています(学校保健安全法)。

G-2 子どもの尊厳を傷つける暴力の防止

(条例の骨子)

- 〇子どもに対する身体的または精神的な暴力はあってはならない行為であり、本条例に定める子 どもが安心して生きる権利を侵害する行為であること。
- 〇市は、子どもがどのような暴力も受けることなく、安心して暮らせるような環境を整えるよう努めること。
- ○市は、体罰や精神的暴力も権利侵害であることについて、保護者や学校等育ち学ぶ施設の職員 が自覚していくことができるよう、必要な研修等に努めること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- 〇子どもへの暴力は、身体的な暴力だけではなく、いじめ、心理的虐待、過剰な叱責や心を傷つける ハラスメントなど、精神的な暴力も子どもの権利侵害に当たります。
- ○学校や家庭等における教育の視点から発生するハラスメントは、加害者が、子どもの権利侵害を自 覚していないことがあります。
- Oしつけや教育的指導といった名目で子どもに対して体罰を加え、または子どもの心、品性を傷つけるような叱責等を行うことも、子どもへの暴力に当たります。
- ○子どもに対する暴力を未然にふせぐために、必要な教育や啓発が行われる必要があります。

【補足意見】

〇子どもに対する暴力は直ちに止める必要がありますが、ただし精神的暴力の場合は直ちに止められない場合があります。精神的な被害は立証が困難なことが多いためです。その場合は、子どもオンブズパーソン、スクールソーシャルワーカー、児童相談所など第三者的な立場からの調整活動により、加害者が子どもに対する加害行為の権利侵害を自覚し、加害行為を止めるように促し、救済が行われる必要があります。

G-3 虐待の防止

(条例の骨子)

- ○子どもへの虐待は、本条例に定める子どもの権利を侵害する行為であること。
- 〇市は、武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例に基づき、子どもが安心 して暮らせる環境を整えること。
- 〇子どもには、あらゆる暴力から守られる権利があり、虐待など暴力を受けそうになった時には、 自ら逃げる権利があること。
- ○市は、児童相談所をはじめとした関係機関や市民、民間団体と連携し、暴力から逃げてくる子どもが一時的に避難できるような体制を整える必要があること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- ○市は、子どもへの虐待を認めた場合は、手遅れにならないように、迅速に関係機関、子どもオンブズパーソン等につなぎ、その子にとって最も良い解決策を見出せるように支援する必要があります。
- 〇子どもはあらゆる虐待から守られなければなりません。もし虐待が起きた場合は、直ちに子どもを 守る必要があり、かつ虐待を未然に防ぐことのできるような取り組みが重要です。
- ○子どもへの虐待の防止、対応に当たっては、関係機関の連携が十分図られるよう、日頃からのネットワークづくりが重要となります。
- ○市は、虐待の連鎖を止めるために、民間団体(参考事例:子ども虐待防止センター)とも連携、協働しつつ、親、保護者に子育てについて必要な学びの場を提供するとともに、その抱えているストレスを和らげるなど虐待傾向の親・保護者の立ち直り支援に取り組むよう努めることが必要です。

G-4 いじめの防止

(条例の骨子)

- 〇子どもへのいじめは、本条例に定める子どもが安心して生きる権利を侵害する行為であり、誰であっても、どんな理由があっても、いじめをしてはいけないこと。
- 〇市は、子どもがいじめを受けることなく、安心して暮らせるような環境を整えるよう努めること。
- ○学校は、子どもが安心できる場でなければならないこと。
- ○教育委員会は、学校でのいじめの防止に関する基本方針を定め、学校でのいじめ問題について 協議するため、関係者による協議会を設置すること。
- ○教育委員会、学校は、学校でいじめが発生した場合、その内容について調査を行うこと。
- ○学校でいじめに関する重大事態が発生した場合、教育委員会は事実関係等について必要な調査を行い、いじめを受けた子どもやその保護者の意向を尊重した上で、調査結果を公表する必要があること。また、市長がその報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の重大事態の発生を防止するため必要があると認める場合は、第三者的な立場の調査委員会を設置すること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- 〇子どもへのいじめがあった場合、子どもは直ちにいじめから守られなければなりません。
- ○学校は、いじめから子どもを守るという視点だけでなく、人権教育の視点から、子ども自身が主体 的にいじめについて考え、解決を図ることが大切であり、そのことにより子どもたちが、人権、自由 の相互承認、尊重の感度を高めることにつながることを認識して、権利学習を推進するよう努める 必要があります。
- ○いじめなどの具体的な課題解決を図ることから子どもへの権利学習を行う必要があります。学校は、保護者、地域とも連携して、いじめ防止授業など子どもへの必要な権利学習、支援を行い、いじめの予防に努めなければなりません。
- ○いじめに関する調査については、いじめを受けた子どもやその保護者の意向を尊重することが重要です。
- ○いじめに関する重大事態について、市長が第三者的な立場の調査委員会を設置する際は、その第 三者性の確保が重要となります。たとえば、子どもの権利を守る専門機関である子どもオンブズ パーソン(G-5 参照)が、調査委員会の人選を行うことも考えられます。

【補足意見】

○いじめが起こる背景として、子どものストレスが考えられます。子どもがストレスを過度に感じることなく楽しい学校生活を送ることができるような環境づくりが必要です。

G-5 子どもの権利侵害の相談·救済の仕組み―第三者的相談救済機関の創設

(条例の骨子)

- (1)子どもオンブズパーソンの設置
- 〇市は、本条例に定められた子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うため、子どもオンブズパーソン(子どもの権利擁護委員。以下「オンブズパーソン」と言う。)を置くこと。
- ○オンブズパーソンは、子どもの権利を守るため以下の職務を行うこと。
 - ①子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
 - ②子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
 - ③子どもの権利の侵害について、関係機関や当事者間の調整及び要請を行うこと。
 - ④子どもの権利保障を妨げている制度への改善・要請の提言を市に行うこと。
 - ⑤改善・要請を行った提言に関して、市の対応状況等について公表すること。
 - ⑥子どもの権利擁護に関し、権利学習の促進等、普及・啓発を行うこと。
- ○誰であっても、子どもの権利が侵害されていると感じた時は、直接、オンブズパーソン又は相談・調査専門員に、相談することができること。
- ○育ち学ぶ施設その他の関係機関は、オンブズパーソンが行う調査や調整に対して全面的に協力 すること。

(2)相談・調査専門員の設置

- ○市は、オンブズパーソンを補佐するため、子どもの権利に係る相談・調査専門員(以下「相談・調査専門員」と言う。)を置くこと。
- 〇相談・調査専門員は、子どもや市民、関係機関からの相談に応じ、必要に応じて内容をオンブズ パーソンに報告すること。

(3)権利擁護に係る手続き等

○市は、オンブズパーソンによる子どもの権利擁護の具体的な手続き等について、別途定める必要があること。

≪上記骨子の基となる考え≫

- (1)子どもオンブズパーソンの設置
- ○子どもの権利が侵害された場合、直ちに救済されることが重要ですが、通常の生活の中で権利の 侵害を止めることができないとき、第三者的な立場の機関が、子どもの権利を救済することが必 要です。そのための機関として子どもオンブズパーソンを設置する必要があります。
- ○オンブズパーソンは、子どもの最善の利益を守ることを基本として、救済へつなぐことを前提に子 どもへの相談支援を行います。また、立場や考え方の違う当事者や関係機関に対する調整活動を 行い、権利を侵害されている子どもを救済します。

- ○オンブズパーソンがその機能を発揮するためには、オンブズパーソンに必要な権限が与えられていることが重要です。そのため、オンブズパーソンが実施する調整、調査活動等には、育ち学ぶ施設や関係機関は全面的に協力する必要があることを、条例で規定する必要があります。
- ○子どもへの権利侵害を防ぐためには、子どもや市民、関係機関に対する、子どもの権利に関する普及・啓発、学習と研修が必要であり、子どもの権利文化の醸成が必要になります。
- ○上記のような子どもの権利の普及・啓発は、権利の侵害を受けた子どもが助けを求めてよいことに気づき、オンブズパーソンに救済を求めるようになることにもつながります。こうした普及・啓発の役割は、オンブズパーソンが担うことが望ましいものです。
- 〇子どもの権利を守るためには、個別の事例について、救済措置を行うだけでなく、必要に応じて市 の制度等の改善について意見提言、提案することも必要です。

(2)相談・調査専門員の設置

○オンブズパーソンが十分効果を発揮するためには、オンブズパーソンの職務遂行を補佐する、常設 の相談・調査専門員の設置が必要です。

(3)権利擁護に係る手続き等

- ○オンブズパーソンによる子どもの権利擁護が、具体的にどのような手続きにより行われるかについては、市が別途定める必要があります。また、オンブズパーソンを所管する組織についても、市としての考え方の整理が必要です。
- ○学校でいじめに関する重大事態が発生した場合に、市長が必要と認める場合は第三者的な立場の 調査委員会を設置することになります。この場合、同じように第三者的な立場で子どもの権利擁護 にあたるオンブズパーソンが、どのように関与するかについて、市は別途考えを整理する必要があ ります。一例として、オンブズパーソンが、調査委員会の人選を行うといった関与の方法も考えら れます。
- ※子どもオンブズパーソンの概要については、次ページ参照

【子どもオンブズパーソンの概要】

個別救済

子どもの同意のもと、必要な助言や支援、関係機関との調整を行いながら、子どもの希望に沿った解決を目指します。 必要に応じて、関係機関への調査や勧告等を行います。

制度改善

子どもの代弁者として、子どもの 権利の保護・促進のために必要 な法制度の改善の提案や要請を 行います。

「 子どもの最善の利益 」を目指す

子どもの権利擁護委員(子どもオンプスパーソン)

モニタリング(監視)

子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で 監視します。

広報·普及啓発

子どもの権利に関する理解を促進するための普及啓発や、取組内容の報告等を行います。

個別救済 とは ~解決までのイメージ~

子どもに関することなら誰でも

(必要に応じて)

(必要に応じて)

相談

支援·調整等

勧告や意見表明 等

・・・・子どもの希望に 沿った解決に向けて、 一緒に考えます。 秘密は守ります。 ・・・・子どもの代弁者として、助言や支援、関係機関(関係者)との調整活動等を行います。

・・・・是正措置の勧告や意見 表明等を行います。

子どもの希望に沿った解決(権利救済)

※いじめの重大事態発生時の第三者調査において、子どもオンブズパーソンが具体的にど のような形で関与するかについては、今後要検討。

H 子どもの権利を保障する市の施策づくりとその水準維持·発展

H-1 子ども計画の策定方法

(条例の骨子)

- 〇この条例にもとづく子ども計画の策定方法については、既存の「子どもプラン武蔵野」をもとに して条例の推進計画となるように努めること。
- 〇この条例にもとづく子ども計画の策定主体は、既存の「子ども施策推進本部」(市長を本部長とする庁内組織)とし、同推進本部のもとでプランを策定すること。
- ※条例の推進体制については、42ページ参照

H-2 子ども計画の推進方法

(条例の骨子)

○計画の推進方法については、「子ども施策推進本部」のもと市の各担当部署が推進すること。

※条例の推進体制については、42ページ参照

H-3 子ども計画実施結果の評価・検証方法

(条例の骨子)

○計画実施結果の評価・検証は、既存の子どもプラン推進地域協議会(市の子ども・子育て会議) や本条例で規定する武蔵野市子ども会議及び子どもオンブズパーソン等において実施するこ と。

≪上記骨子の基となる考え≫

- ○子どもの権利に関する条例はどれだけ実効性を確保できるかによってその評価が決まります。
- ○条例にもとづく子ども計画、施策、仕組み等の実施結果の評価・検証においては、条例上の計画、 施策や仕組みが実質的に子どもや子どもの現場に届いているのかを確かめることが重要です。
- ○市としての計画施策評価(自己評価)のほか、子どもたち、家庭や学校等の育ち学ぶ施設、子ども 支援に取り組む地域・民間団体等の声(充足・満足度等)を反映させた子ども施策独自の評価・検証 方法が求められます。
- 〇武蔵野市子ども会議(仮称)における市の子ども施策への子どもからの意見提言は、市としての施 策評価・検証の一環として位置づけることが大切です。
- ○上記のような施策評価・検証方法をふまえて、既存の子どもプラン推進地域協議会(市の子ども・ 子育て会議)や、子ども会議、オンブズパーソン等において実施することが適切です。
- ○評価の際は、一般的に行政で実施されている PDCA サイクル(企画立案 Plan→実施 Do→評価 Check→見直し・改善 Action)による事業・施策評価方法に加えて、子どもの権利保障に独自な 評価・検証方法を加えることが求められます(ユニセフの認証評価の提唱、国連子どもの権利委員 会方式など)。
- ※条例の推進体制については、42ページ参照

【条例の推進体制について】

1 子どもの権利に関する条例と計画の関係について

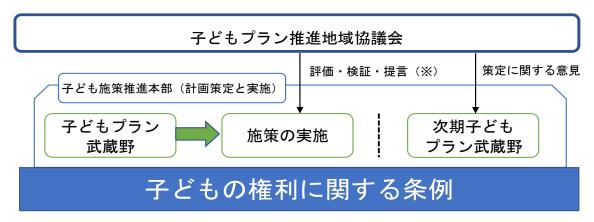
条例:子どもの権利に関する市の基本的な考え方を示すもの

計画:条例の考え方を実現するための、計画期間における具体的な施策を示すもの

※具体的な施策・事業は、原則として条例ではなく計画に記載する。

- 2 条例の推進体制に関する条例上の記載項目についての考え方
- (1) 計画の策定方法について
 - ・既存の「子どもプラン武蔵野」を条例の推進計画とする
 - ・既存の「子ども施策推進本部」(市長を本部長とする庁内組織)のもとプランを策定する (子どもプランの策定方法については「第五次子どもプラン武蔵野」P3 参照)
 - ※「第六次子どもプラン武蔵野(令和7~11年度)」から条例の内容を反映する。具体的な内容は条例制定後「第六次子どもプラン武蔵野」の策定時(令和5~6年度)に検討する。
 - ※第六期長期計画・調整計画(令和6年度~)等、その他の市の計画についても条例の内容をふまえて策定する。
- (2) 計画の推進方法について
 - 「子ども施策推進本部」のもと市の各担当部署が推進する
- (3) 計画実施結果の評価・検証方法について
 - ・既存の子どもプラン推進地域協議会(市の子ども・子育て会議)にて実施する (子どもプランの評価・検証方法については「第五次子どもプラン武蔵野」P5 参照)
- ※条例制定後の具体的な評価・検証方法については「第六次子どもプラン武蔵野」を策定する際(令和5~6年度)に検討する。

(推進体制のイメージ図)



(※)評価・検証・提言については、子どもプラン推進地域協議会のほか、子ども会議やオンブズパーソンも行う。

参考資料

参考資料1 子どもの権利に関する総合条例一覧(子どもの権利条約総合研究所作成)

(2022年4月現在61自治体)

制定自治体 公布日		施行日	名称	
神奈川県川崎市	2000年12月21日	2001年4月1日	川崎市子どもの権利に関する条例	
北海道奈井江町 2002年3月26日		2002年4月1日	子どもの権利に関する条例	
岐阜県多治見市 2003年9月25日		2004年1月1日	多治見市子どもの権利に関する条例	
東京都目黒区	2005年12月1日	2005年12月1日	目黒区子ども条例	
北海道芽室町	2006年3月6日	2006年4月1日	芽室町子どもの権利に関する条例	
三重県名張市	2006年3月16日	2007年1月1日	名張市子ども条例	
富山県魚津市	2006年3月20日	2006年4月1日	魚津市子どもの権利条例	
岐阜県岐阜市	岐阜県岐阜市 2006年3月27日		岐阜市子どもの権利に関する条例	
東京都豊島区 2006年3月29日		2006年4月1日	豊島区子どもの権利に関する条例	
福岡県志免町 2006年12月20日		2007年4月1日	志免町子どもの権利条例	
石川県白山市 2006年12月21日		2007年4月1日	白山市子どもの権利に関する条例	
富山県射水市 2007年6月20日		2007年6月20日	射水市子ども条例	
愛知県豊田市 2007年10月9日		2007年10月9日	豊田市子ども条例	
愛知県名古屋市	2008年3月27日	2008年4月1日	なごや子ども条例	
	2020年3月27日改正	2020年4月1日	なごや子どもの権利条例	
新潟県上越市	2008年3月28日	2008年4月1日	上越市子どもの権利に関する条例	
北海道札幌市	北海道札幌市 2008年11月7日		札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例	
福岡県筑前町	2008年12月15日	2009年4月1日	筑前町子どもの権利に関する条例	
愛知県岩倉市	2008年12月18日	2009年1月1日	岩倉市子ども条例	
東京都小金井市	2009年3月12日	2009年3月12日	小金井市子どもの権利に関する条例	
岩手県遠野市	岩手県遠野市 2009年3月23日		遠野市わらすっこ条例	
宮城県石巻市	2009年3月26日	2009年4月1日	石巻市子どもの権利に関する条例	
愛知県日進市	愛知県日進市 2009年9月29日		日進市未来をつくる子ども条例	
福岡県筑紫野市 2010年3月30日		2011年4月1日	筑紫野市子ども条例	
北海道幕別町 2010年4月1日		2010年7月1日	幕別町子どもの権利に関する条例	
愛知県幸田町	2010年12月22日	2011年4月1日	幸田町子どもの権利に関する条例	
石川県内灘町 2011年12月26日		2012年1月1日	内灘町子どもの権利条例	

岩手県奥州市	2012年1月6日	2012年4月1日	奥州市子どもの権利に関する条例	
福岡県宗像市	2012年3月31日	2012年4月1日	宗像市子ども基本条例	
	2022年3月30日改正	2022年4月1日	No. 10 Company	
		2012年12月1日	 北広島市子どもの権利条例	
愛知県知立市	2012年9月28日	2012年10月1日		
大阪府泉南市 2012年10月1日		2012年10月1日	泉南市子どもの権利に関する条例	
├─── 東京都世田谷区	2001年12月10日	2002年4月1日	世田谷区子ども条例	
	2012年12月6日改正	2013年4月1日		
青森県青森市	2012年12月25日	2012年12月25日	青森市子どもの権利条例	
北海道士別市	2013年2月22日	2013年4月1日	士別市子どもの権利に関する条例	
栃木県日光市	2013年3月6日	2013年4月1日	日光市子どもの権利に関する条例	
長野県松本市	2013年3月15日	2013年4月1日	松本市子どもの権利に関する条例	
栃木県市貝町	2013年12月26日	2014年4月1日	市貝町こども権利条例	
愛知県知多市	2014年3月26日	2014年4月1日	知多市子ども条例	
栃木県那須塩原市	2014年3月26日	2014年4月1日	那須塩原市子どもの権利条例	
愛知県東郷町	2014年4月30日	2014年7月1日	東郷町子ども条例	
長野県 2014年7月10日		2014年7月10日	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例	
奈良県奈良市	2014年12月25日	2015年4月1日	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例	
神奈川県相模原市	2015年3月20日	2015年4月1日	相模原市子どもの権利条例	
三重県東員町	2015年6月19日	2015年6月19日	みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東	
			員町子どもの権利条例	
愛知県津島市	2016年3月30日	2016年4月1日	津島市子ども条例	
福岡県川崎町	2017年12月14日	2018年4月1日	川崎町子どもの権利条例	
東京都西東京市	2018年9月19日	2018年10月1日	西東京市子ども条例	
京都府亀岡市	2018年12月15日	2019年4月1日	亀岡市子どもの権利条例	
山梨県甲府市	2020年3月30日	2020年3月30日	甲府市子ども未来応援条例	
兵庫県尼崎市	2009年12月18日	2009年12月18日	尼崎市子どもの育ち支援条例	
	2021年3月8日改正	2021年4月1日		
福岡県那珂川市	2021年3月3日	2021年4月1日	那珂川市子どもの権利条例	
東京都江戸川区	2021年6月30日	2021年7月1日	江戸川区子どもの権利条例	
岐阜県笠松町	2021年12月22日	2022年3月1日	笠松町子どもの権利に関する条例	
新潟県新潟市	2021年12月27日	2022年4月1日	新潟市子ども条例	
福岡県田川市	2022年3月24日	2022年4月1日	田川市子どもの権利条例	
東京都中野区	2022年3月28日	2022年4月1日	中野区子どもの権利に関する条例	
山梨県	2022年3月29日	2022年3月29日	やまなし子ども条例	
神奈川県横須賀市	2022年3月29日	2022年7月1日	横須賀市子どもの権利を守る条例	
大阪府熊取町	2022年3月30日	2022年4月1日	熊取町子どもの権利に関する条例	
埼玉県北本市	2022年3月31日	2022年10月1日	北本市子どもの権利に関する条例	
静岡県富士市	2022年4月1日	2022年4月1日	富士市子どもの権利条例	

参考資料2 ユニセフ日本型子どもにやさしいまちの構成要素 (公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページより)

ユニセフ日本型子どもにやさしいまちは、以下の10の構成要素を基準としています。

1. 子どもの参画

子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと

2. 子どもにやさしい法的枠組み

子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障すること

3. 都市全体に子どもの権利を保障する施策

子どもの権利条例に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施 すること

4. 子どもの権利部門または調整機構

子どもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること

5. 子どもへの影響評価

子どもに関わる法律や施策、そして事業について実施前、実施中そして実施後に子どもへの影響を評価する制度化された手続きが保障されること

6. 子どもに関する予算

子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること

7. 子どもの報告書の定期的発行

子どもたちと子どもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障されること

8. 子どもの権利の広報

大人や子どもの間に子どもの権利について気づくことを保障すること

9. 子どものための独自の活動

子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を促進するために活動している NGO や独立した人権団体の支援をすること

10. 当該自治体にとって特有の項目

人口、産業形態、地理的状況など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取り組みを推進していくこと

参考資料3 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会検討経過

日時	内容
令和3年 5月27日	 ◎第1回委員会 場所:市役所811会議室 【議事】 (1)委員長選出 (2)副委員長選出 (3)武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会について (4)子どもの権利に関する条例について (5)子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議(令和2年度)検討結果について
令和3年 7月20日	 (6)子どもの権利に関する条例制定に向けた検討の進め方について ◎第2回委員会 ※オンライン開催 【議事】 (1)委員アンケート結果について (2)第1回Teensムサカツ実行委員会について (3)今後の検討作業の進め方について (4)武蔵野市の子ども施策の現状と課題について (5)子どもの権利擁護機関について
令和3年 8月23日/ 8月27日	市内事業視察 【視察先】 (1)武蔵野市若者サポート事業みらいる (2)公益財団法人武蔵野市国際交流協会 (3)武蔵野市立ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス (4)特定非営利活動法人プレーパークむさしの
令和3年 8月31日~ 9月10日	子どもの権利に関する市立学校アンケート 【概要】 対象者:市立学校(小4~中3)全児童生徒 実施方法:児童生徒に配付されているタブレット端末により無記名回答 調査者数:4,928 件 回答総数:3,743 件 回答率:76.0%
令和3年 9月29日	スクールソーシャルワーカーとの意見交換会
令和3年 9月29日	◎第3回委員会 ※オンライン開催【議事】(1)各種報告事項(2)委員会視察結果について(3)第2回Teensムサカツ実行委員会について(4)学校アンケートについて(5)第2回委員会での議論における論点の整理(6)子どもの居場所について

	子どもの権利に関するWebアンケート
令和3年 9月29日~ 10月20日	【概要】 対象者:小学生~高校生世代の方 実施方法:市ホームページに掲載したアンケートフォームより無記名回答 回答総数:32件
令和3年 10月11日	委員会委員による本宿小学校6年生を対象としたいじめ予防授業
令和3年 10月20日	子ども・コミュニティ食堂、学習・生活支援団体との意見交換会
令和3年 11月9日	◎第4回委員会場所:市役所802会議室【議事】(1)各種報告事項(2)今後の検討の進め方の整理(3)第3回委員会までの議論における論点の整理(4)子ども参加について
令和3年 12月22日	市内の子どもの居場所利用者と委員長との意見交換
令和4年 1月18日	◎第5回委員会 ※オンライン開催【議事】(1)各種報告事項(2)今後の検討スケジュールについて(3)条例骨子案について
令和4年 2月13日	Teensムサカツ2022春実行委員との意見交換会
令和4年 3月9日	◎第6回委員会 ※オンライン開催【議事】(1)各種報告事項(2)今後の検討スケジュールについて(3)条例骨子案のたたき台について
令和4年 4月10日	Teensムサカツ2022春実行委員との意見交換会
令和4年 4月12日	◎第7回委員会 場所:市役所802会議室【議事】(1)各種報告事項(2)今後の検討スケジュールについて(3)条例骨子案(委員会中間報告)について

参考資料4 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの権利に関する条例の制定について検討することを目的として、武蔵野市子ども の権利に関する条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、子どもの権利に関する条例の制定について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員15人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 法務省人権擁護委員武蔵野市担当
 - (3) 公募による市民
 - (4) 武蔵野市子ども家庭部長
 - (5) 武蔵野市教育部長
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(庁内調整部会)

- 第8条 委員会の検討に必要な調査及び資料の作成その他の調整を行うため、委員会に別表に掲げる職にある者をもって構成する庁内調整部会を置く。
- 2 庁内調整部会に部会長1人を置き、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
- 3 庁内調整部会は、必要に応じて部会長が招集する。この場合において、部会長は会議の内容 に応じて、必要な部会員を招集する。
- 4 庁内調整部会が必要と認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 庁内調整部会の部会員(委員会の委員である者を除く。)は、委員会に事務局として出席する ものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども子育て支援課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表(第8条関係)

子ども家庭部長

教育部長

総務部自治法務課長

市民部市民活動推進課市民相談担当課長

健康福祉部障害者福祉課長

子ども家庭部子ども子育て支援課長

子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長

子ども家庭部児童青少年課長

教育部教育企画課長

教育部指導課長

教育部教育支援課教育相談支援担当課長

参考資料5 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会委員名簿

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 委員名簿 (令和3年5月27日~)

	氏名	職名
1	きた あきと 喜多 明人(委員長)	早稲田大学 名誉教授
2	しぶゃ ともこ 澁谷 智子(副委員長)	成蹊大学文学部 教授
3	はしづめ みのる 橋詰 穣	弁護士
4	また。 古安 晶子	法務省人権擁護委員 武蔵野市担当
5	ぁ ベ ょぅ こ 阿部 陽子	武蔵野市民生児童委員協議会 主任児童委員
6	ごとう あきひろ 後藤 明宏	NPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット 理事長
7	まわき むねと 澤木 宗人	武蔵野市青少年問題協議会 地区委員会
8	*** ^{55え しげぉ} 大上 茂雄	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会
9	ぁ べ しのぶ 安部 忍	武蔵野市立本宿小学校校長
10	カかつき よしたか 若槻 善隆	武蔵野市立第六中学校 校長(令和4年3月まで) 武蔵野市立第四中学校 校長(令和4年4月から)
11	^{みずの} ま み 水野 麻美	公募による市民
12	_{むらやま} りょうこ 村山 綾子	公募による市民
13	^{かつまた} りゅうじ 勝 又 隆二	武蔵野市子ども家庭部長
14	^{ひづめ} たいへい 樋爪 泰平	武蔵野市教育部長

(敬称略)

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告

令和4年5月

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 (委員会事務局:武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課)